

# 市民社会論と主権国家： 暴力のコントロール

論  
説

岡 本 仁 宏

## 目 次

はじめに

1. 社会の中に暴力の遍在する中世社会からの離脱
2. 市民社会概念の展開と主権国家
3. 近代市民社会は、リヴァイアサンの籠の中の鳥なのか。
  - (ア) 市民と武装
  - (イ) リヴァイアサンの首に縄をつけること
  - (ウ) 主権国家の暴力性と帝国主義
4. 現代市民社会論と主権国家

む す び

主権国家、民族、国民という三層においてナショナルなものを市民社会概念と切り結ばせることを試みたい。このうち、民族概念との関係については、別項で独立して論じた。<sup>(1)</sup>したがって、本稿においては、このうち近代主権国家との関係についての議論を取り扱う。これらの二つの層の議論を踏まえて、市民社会を「国民」という概念との関係において議論する前提ができるであろう。

主権国家、民族、国民という三層において、市民社会概念との関係を問

---

(1) 拙稿「市民社会論と民族：市民社会とナショナリズムとの関係の探求のために」『彦根論叢』第383号（小西中和教授退職記念号）、2010年3月。

う、という方法を取ることの理由は、以下の点にある。すなわち、nationalism が、国家主義とも民族主義とも、そして国民主義とも翻訳されることにも見られるように、nationalism の三つの基本的な意味内容をこれら三つの概念が表現している、と想定できるからである。この点を含め、すでに我々は、別稿で、nation の概念史について論じた。<sup>(2)</sup> なお、本稿で用いる近代市民社会論、現代市民社会論などの言葉の用い方についても、別稿ですでに論じている<sup>(3)</sup>のでこの点についても本稿では説明を省きたい。

### 1. 社会の中に暴力の遍在する中世社会からの離脱

近代市民社会論は、nation と同時期に生まれた。

この意味は、nation の多義性にしがたって複数の層で確認できる。ここでは、主権国家との関係で議論してみたい。それ以前の正統的暴力の遍在状況からの離脱の歴史を、一方で暴力の正統的独占者としての近代国家の成立、他方で暴力が排除された市民社会の成立、の同時並行的過程として描くことができる。<sup>(4)</sup>

しかし、市民社会と国家との関係についてのあまりに単純化された図式

---

(2) 「国民」古賀敬太編『政治概念の歴史的展開 第二巻』晃洋書房、2007、27-53頁。

(3) 「市民社会」概念の歴史的展開についてのまとめとして、拙稿「市民社会」古賀敬太編『政治概念の展開 第一巻』晃洋書房、2004、213-239頁。「国民」古賀敬太編『政治概念の歴史的展開 第二巻』晃洋書房、2007、27-53頁。なお、比較的早い日本での新しい市民社会論の展開についての紹介と問題提起として、拙稿「市民社会論の諸論点について」『法と政治』関西学院大学法政学会、48巻2号、1997年6月を参照。

(4) 西洋史においては、山内進の諸研究を参照。「第一章 暴力とその規制：西洋文明」山内進・加藤博・新田一郎編著『暴力：比較文明的考察』東京大学出版会、2005；『掠奪の法観念史：中・近世ヨーロッパの人・戦争・法』東京大学出版会、1993。

は、われわれに誤解をもたらすし、それが現代市民社会の展開を阻害する可能性がある。この図式を検討することで、現代市民社会論への接合の展望につなげたい。

最初に、暴力の歴史として、この過程を簡単におさらいしておこう。

近年、中世史研究において、新しく前近代社会の暴力の遍在状況が注目されている。山内進によれば、

「中世ヨーロッパは暴力に満ち溢れていた。違法と合法の境はあいまいだった」。

「暴力を用い、命をかけて物を奪うのは、逸脱ではなく、正常な行為だった」。

「暴力に対する皮膚感覚は今日とは根本的に異なっていた」。

『『中・近世ヨーロッパ世界』に特有の、そしてその根底にある『法観念』は、ひとことで表現するなら、『自己自身の生命、財産、名誉ならびに自身の親族もしくは親族類似のもののために実力をもって戦うことは正当である』というものであろう。この文字通りの『権利のための闘争』の観念こそ、人々の行動と意識、社会や政治的共同体そして共同体相互の関係を規律し、法と法理論を貫くものであった。

『掠奪』もまた、この観念の一翼を担い、その下で実行され、自明視され、法的に正当とされたのである<sup>(5)</sup>」。

---

(5) 山内前掲「第一章」41頁。本書では山内は、広範囲な資料を使って、中世ヨーロッパにおいて、略奪が日常的かつ基本的な経済行為であったということを実証している。

日本では、藤木久志の一連の研究を参照。『雑兵たちの戦場 中世の傭兵と奴隷狩り』朝日選書、2005；『飢餓と戦争の戦国を行く』（朝日選書）、2001；『土一揆と城の戦国を行く』朝日選書、2006；『戦国社会史論——日

このように、略奪が日常的にと行ってよいほど、つまり基本的には経済行為として中世の人々の生活に組み込まれていた状況にあっては、そこに市民社会を語ることは大きな困難を伴うだろう。<sup>(6)</sup>

近代市民社会における市民の関係の中心的な原像は、経済関係における商品交換である。このことは、スコットランド啓蒙からヘーゲルにつながる中心的な線である。もちろん、スコットランド啓蒙の時代においては、市民社会は国家をも含みこんだ文明化を担うものであって、概念上の国家の外化は完成していない。しかし、市場においては平和的な秩序維持がなされることが前提となっている（後にエンゲルスがかの『状態』で赤裸々に描いたような生産過程の問題はここでは触れない）ことは常識に属する理解であろう。

しかし、中世社会においては、富の普遍的形態は、必ずしも商品ではなかった。富が商品化されていない土地であった、という社会経済史的視点からではなく、むしろ、ここで注目しておきたいのは、略奪し、されるものは商品ではありえないはずだからである。

このような中世西洋世界においては、「合意は法律に、和解は判決に勝る」。つまり、誇り、名誉、恥の感覚と、仲裁人が立ち会うことによってこれらを強められた当事者間の和解が、重要なメカニズムであった。「暴力的社会における当事者主義的平和形成の方法」としての和解は、実力行使としてのフェーデシステムと一体のものとして存在していた。つまり、

---

本中世国家の解体』東京大学出版会、2000。

(6) もちろん、このことは、市民社会の語義による。現代でも、たとえば、civicus の市民社会に関する国際比較プロジェクトでは、特に発展途上国での武装闘争グループも含められるような形での市民社会概念にもとづく調査を行っている。しかし、このような把握が一般的であるとはいえない。むしろ、uncivil society として揶揄されるような問題領域として把握されていると言えるだろう。

私闘を前提として、その当事者間の合意が、あまりあてにならない権威者による判決よりも実質的であった。

山内によると、この暴力の遍在する中世から近代への変遷は、次の段階<sup>(7)</sup>を<sup>(7)</sup>通ってなされる。

#### 第一期 11世紀後半から15世紀末までの時期

聖職叙任権闘争によって推進された聖俗分離革命とともに始まる  
権力の世俗化の時期

#### 第二期 16世紀から18世紀末にいたる時期

初期近代 世俗化された権力が著しく集権化した時代 文明化もしくは  
規律化の時期 エリアス「文明化の過程」

#### 第三期 フランス革命とともに始まる近代国家の時代

真の意味での公権力の成立 暴力装置としての軍隊と警察の完全な  
独占 近代法システム

このようなプロセスを、本稿で詳しく紹介する余裕はないが、この過程によって、暴力の正統的独占が実現していく、つまりホブズが見たように、寄生虫たる「ウジ虫」を踏み潰すように中間団体を排除して近代国家が成立してくる、とひとまずは言うことができるであろう。

## 2. 市民社会概念の展開と主権国家

本稿の関心から言えば、この過程は、またヨーロッパ世界において、civil society の観念が変容し、近代的な市民社会概念が次第に創出されてくる過程でもあった。

---

(7) 山内「暴力とその規制」23頁以下。

西洋世界における市民社会概念の古代から近世までの展開は、Dominique Colas によれば、アリストテレスによる *koinonia politikè* の翻訳語の意味変容として追うことができる。この点を重視して、市民社会概念の展開を負ったコラスは、表1のような形で、市民社会概念の展開をその対抗概念との関係において整理している。

表1 市民社会と対抗概念の歴史の変遷

	対抗概念	
	a people (ethnos)	アリストテレス
	City of God	アウグスティヌス
civil society	state of nature	ホップズ、ルソー
	(かつ, despotism	ロック)
	(barbarianism	ファーガソン)
	state	ヘーゲル、マルクス

(8)  
Colas 1997, p. 23 を岡本が改変

周知のように、*koinonia politikè* のラテン語への翻訳の一形態が、*societas civilis*, また *civitas* であった。この概念は、アウグスティヌスの「神の国」(絵画的シンボリズムにおいては、エルサレム)と「地の国」*civitas* (同じく、バビロン)との対比において、まずは「地の国」に引き付けられて解釈されることになる。

山内の整理した中世からの移行過程に当てはめれば、「神の国」の正統

(8) Dominique Colas, translated by Amy Jacobs, *Civil Society and Fanaticism: Conjoined Histories*, Stanford University Press, 1997, p. 23. 本書は、山内の整理で言えば、特に第二期について、ファナティシズムと市民社会との関係に焦点を当てて叙述したものである。

なお、イギリスにおける *civil society* 概念については、イングランドやスコットランドなどの概念の歴史と、アイルランドなどの歴史とは区別されて研究が展開している。この点を含め、より詳細な市民社会概念の概念史研究は、別稿に委ねたい。

性が「地の国」を圧倒していた時代から、両者の分離が明示されること（聖俗分離革命）が、第一期の開始に当たる。<sup>(9)</sup>かの両剣論は、その前提として、少なくとも二つの剣がともに権威を持つことを確認する教義として重要である。初めに教義の解釈における両剣の明確な区別（たとえ一方が他方を従属させようとも）がなされ、そして次にはそれぞれの独立がゆっくりと進行していくこととなる。その過程で、教会はいわゆる「神の平和」運動によって次第に非武装化され、世俗権力は「ラント平和令」によって次第に集権化されていく。

宗教改革のインパクトは、新しい暴力の解放をもたらす。新しい多様な宗教的ファナティシズムの間の紛争に対する世俗権力の統治の主張は、特にドイツ30年戦争やフランスでの宗教戦争の決着としてのナントの勅令（1598）とウェストファリア条約（1648）を経て、宗教に対する世俗権力の分離と自立とを決定的にしていく。かつて、ゲルナーは、市民社会の成立要件として、国家による秩序維持機能を破壊するほど強くないが国家から押しつぶされるほどは弱くない多元的団体の存在を挙げた。<sup>(10)</sup>これらの団体の核心として、宗教的な諸セクトが位置づけられる。ここに至って、市民社会、すなわちこの段階では世俗的な国家が、聖なる世界との対抗関係よりも、むしろ現実の背後に見え隠れする無秩序な暴力的世界への対抗

---

(9) もちろん、ルカによる福音書の記述の解釈による中世政治思想においてキーとなる概念のひとつ。「イエスは言われた。「しかし今は、財布のある者は、それを持って行きなさい。袋も同じようにしなさい。剣のない者は、服を売ってそれを買いなさい。言うておくが、『その人は犯罪人の一人に数えられた』と書かれていることは、わたしの身に必ず実現する。わたしにかかわることは実現するからである。」そこで彼らが、「主よ、剣なら、このとおりにここに二振りあります」と言うとき、イエスは、「それでよい」と言われた」(LUK22: 35-38)。

(10) Gellner, *Conditions of Liberty: Civil Society and Its Rivals*, Hamish Hamilton, 1994.

関係によって人間的秩序を把握するという論理形式が浮かび上がってくる。

ホッブズのな、まさに明確な正統的暴力の独占者としての国家は、内乱 civil war 状態を原像とする state of nature に対比される明確な秩序を保障する。そのような秩序が確保された状態こそが、civil society=political society である。しかし、ルソーやロックらは、抑制されずコントロールされない専制を、単なる事実的な力の支配として civil society の状態から排除する。つまり、ルソーに顕著なように、古代的な自治組織としての civil society のイメージが、自然状態との対比において再生するのである。<sup>(11)</sup>

ファージェソンによれば、この社会は専制的な君主の単純な力の支配を受ける社会とも異なるし、また古典古代のように野蛮な闘争がなされる世界とも異なる。逆に、文明社会は、分業によって高度な技芸 (art) に基づく高度な職技 (craft) がおこなわれる社会である。それは国家への献身という動機によって成立するのではなく、自己利益・関心の追求によって富が生み出され結果として国家の利益がもたらされてくる社会である。古典的な戦士の世界から、職業をもって働き価値を生み出す人々の世界への転換こそが、近代市民社会論への転換をもたらす。しかも、この過程は自然的なものである。自然史的過程としての分業の発展によって、市民社会が展開する。したがって、自然状態は文明化した今「ここにある」、と彼は言う。<sup>(12)</sup>

(11) 『社会契約論』は、第一草稿段階では、De la société civile であった。

(12) この部分は、前掲拙稿「市民社会」におけるまとめと若干の重複がある。ただし、いくつか引用で補強しておこう。Adam Ferguson, *An Essay on the History of Civil Society*, 1767 (大道安次郎訳『市民社会史』上、下、白日書院、1948)。本書のなかで civil society という言葉が使われるのは、20回に満たない。その知名度に比して比較的読まれることの少ないこのテキストについて幾つかの引用を提示する。なお、本書からの引用について

は、翻訳ページ数（上下共通）を表記する。ただし、翻訳はかなり変更している。原典ページ数については、ネットからダウンロードしたものを利用したので印刷フォーマットによって異なるので表記していない。

「商人の国家は、自分たちの特定の商売以外のあらゆる人間事象には無知であって、国家の利益を自己の関心あるいは注意の対象とせずに、国家の維持や拡張に寄与しえるような成員より構成されるようになる。全ての個人は、その職業によって区別され、それぞれ適当な地位を得ている。」

353

「技術や職業の分化によって、富の源泉は開かれるのである。各種の材料は最高度に利用される。そして全ての商品は最も豊富に生産される。国家は、その利益と収入を、国民の数によって見積もることが出来る。また、国家は、野蛮人が自己の血を流して維持している民族的尊厳や権力を、その財貨によって、獲得することができる。」 353-354

「あらゆる職技は、人間の全注意を傾倒させるし、また、正規の徒弟年期によって修得しなければならない秘伝を持っている。商人の国家は、自分たちの特定の商売以外のあらゆる人間事象には無知であって、国家の利益を自己の関心あるいは注意の対象とせずに、国家の維持や拡張に寄与しえるような成員より構成されるようになる。全ての個人は、その職業によって区別され、それぞれ適当な地位を得ている。」 353

「技術や職業の分化によって、富の源泉は開かれるのである。各種の材料は最高度に利用される。そして全ての商品は最も豊富に生産される。国家は、その利益と収入を、国民の数によって見積もることが出来る。また、国家は、野蛮人が自己の血を流して維持している民族的尊厳や権力を、その財貨によって、獲得することができる。」 353-354

「かくて、もし自然状態はどこに見出されるか、という質問が發せられるならば、それはここにあるのだと答えることができよう。」 17

「nation 間の競争や戦争の遂行がなければ市民社会はその目的も組織もみいだしえなかったであろう。人類はなんら形式的な協約 (convention) をなさずとも交易をなし得たかもしれないが、国全体での共同 (a national concert) なしには安全足りえない」 46

最後の引用に示されているように、戦争について部分的にせよ積極的な意義を認めつつ、同時に、その前のいくつかの引用のように、古代的な戦士を「野蛮」と切って捨てて新しい「商人」的文明を積極的に評価する点にファーガソンの世界が垣間見える。

経済活動としての暴力を明確に否定し、富の蓄積が市民社会の運動によって生み出される社会。正当な暴力の独占は、この段階では明らかに確立されている。<sup>(13)</sup> もちろん、この展開を踏まえた上で、ヘーゲルを媒介しマルクスに至って明確に国家 state と区別された経済世界を中心とした civil society 概念が表現されてくる。

こうして見ると、古代的な市民社会概念から近代市民社会概念への展開が、明らかに近代国家による暴力の独占過程と並行して進行するのがわかる。近代市民社会は、主権国家の確立とともに、並行してその形を現してきた。ヘーゲルが、家族から市民社会への論理的展開が国家によって決着をつけられる形でまとめたのも、この意味で当然と言えるであろう。マルクスが市民社会批判という形で国家への批判を基礎づけたのも、同様の文脈において、近代市民社会と国家との相補性を表現したものであるということができよう。

ところで、もし、この相補性が本質的なものであるとした場合には、現代市民社会論の地平として地球市民社会論が議論される現在にあっても、主権国家という歴史的構成体を市民社会概念に依拠して相対化し批判しようとする試みは、空しいものであるということになるのであろうか。近代市民社会に依拠した主権国家批判は、(専制に対する批判とはなりえると

---

(13) ただし、先にエンゲルスを挙げて本文でも示唆したように、市民社会内暴力の問題は、正統的暴力の市民社会からの排除としては一度に完結するわけではない。アメリカ南部奴隷制にしても、生産現場での体罰的暴力にしても、銃規制にしても、また家庭内暴力などにしても、継続的に正統性が排除されたり、暴力そのものが排除されていく過程は、長く市民社会のなかで継続する。しかし、近代国家の形成時に段階的の差異があったというのもまた事実であると言えよう。このような近代原理の段階的の確立と、その後の社会内での論理展開の継続は「法の支配」の論理でも同様である。たとえば、裁量に基づく取締の範囲が多すぎれば、それは法の支配を実質的に掘り崩していると言わざるを得ない。

しても) 自らの前提,あるいは影のような存在を批判することであって,空虚な試みであろうか。もちろん,反国家主義を市民社会の中に原罪のように読み込むことは間違っている<sup>(14)</sup>。しかし,カント的なヨーロッパ世界は,アメリカというリヴァイアサンに守られてのみ存在するというロバート・ケーガンの「ネオコンの論理」<sup>(15)</sup>と同様な批判を,市民社会(論)も被ることになるのだろうか。つまり,暴力的な国家が存在するから市民社会は非暴力を語るができる,暴力なき市民社会は強大な暴力の独占機構に守られて理想を語るのではないか,という批判にどのように答えることができるだろうか。

節を改めてこの点を検討しよう。

---

(14) 市民社会における反国家主義,あるいは非政治主義的な偏向はしばしば批判されるところである。このことは,アメリカでの新自由主義的な福祉国家批判と市民社会論の礼賛が重なった場合に起こりやすい。しかし,そのような一部を除いてほとんどの市民社会理論を議論する理論家は,市民社会の政治的な能動性やそれ自体の政治性を強調する。パットナムに対する批判は多いが,パットナム自身は市民社会のすぐれて政治的な資質を強調している。スコッチポルは市民社会形成に対する国家の役割を一貫して強調してきた。また,Cohen and Aratoのようなハーバーマス理論をベースにした市民社会論は,現代的市民社会論としては最も初期のままとった理論的業績であるし,東欧革命の中から再生してきたと言ってよい市民社会論の役割については,John Keaneなどの業績も見落とせない。いずれにせよ,すぐれて市民社会の政治性を強調している。

(15) Robert Kagan, 'Power and Weakness: Why the United States and Europe see the world differently,' *Policy Review*, June and July, 2002; *OF PARADISE AND POWER: America and Europe in the New World Order*, Alfred a Knopf, 2003 山岡洋一訳『ネオコンの論理』光文社, 2003。

### 3. 近代市民社会は、リヴァイアサンの籠の中の鳥なのか。

#### (ア) 市民と武装

確かに、近代市民社会の成立過程は、主権国家による正統的な暴力の独占の進行に伴っているように見える。しかし、同時に、近代市民社会の成立に向けては、もう一つの暴力と武装の系譜があることに注意しなければならない。すなわち、市民の武装、市民軍の問題である。<sup>(16)</sup>

近世絶対君主のもつ常備軍は、どこから来たのか。それは、第一には貴族や騎士たちの軍隊であったが、同時に多くの傭兵軍からなっていた。マキャベリが傭兵が都市防衛の軍隊として頼りにならないことを繰り返し述べたことは、周知のところである。しかし、アメリカの独立軍が戦ったイギリス軍には多くのプロシヤからの傭兵が<sup>(17)</sup>、またフランス革命時に市民に対して発砲した軍隊もスイス兵からの傭兵が参与したように、傭兵の使用は当然のこととして続いていた。<sup>(18)</sup>

これに対して、フランスにおいて成立する国民軍は、民衆に武装させるという意味において画期的であって、この点で古代以来の共和制における

---

(16) 小熊英二『市民と武装：アメリカ合衆国における戦争と銃規制』慶応義塾大学出版会、2004。この点については、文献的には枚挙にいとまがない。小熊が依拠している一つは、Robert E. Shalhope, 'The Ideological Origins of the Second Amendment', *The Journal of American History*, 69, 1982。この論文は、現在 <<http://www.guncite.com/journals/shalide.html>>で読むことができる。そのほかにも、憲法修正第2条に関する文献リストが、<<http://www.guncite.com/journals/>>にあり、かなりの文献を直接読むことができる。

(17) 市民社会に対して外皮のように寄生する専制権力は、アメリカにおいては本国の軍隊としてより外部性が明確であった。

(18) フランスの場合革命時に、王の軍の約3分の1は、外国からの傭兵であったとされる。

戦士市民の伝統を復活させるものであった。マキャベリの夢、そしてルソ  
ーの夢が実現した、ということもできよう。アメリカにおいても、同様に  
独立戦争を担ったのは傭兵ではなく武装した庶民であった。<sup>(19)</sup>この歴史は、  
イギリスから継承された市民の武装の権利の継承として表現され、かつ共  
和主義的な理念の表現として定式化され、現在のアメリカ憲法修正第2条  
に至っている。<sup>(20)</sup>近代国家における正統的暴力の独占の過程は、近代市民革

(19) なお、このことが持つ戦闘方法における変容の意味、また市民でない  
もの、つまり黒人奴隷やネイティブ・アメリカンなどに対する武装権の否  
定と一体であったということの意味など、小熊の指摘は、それぞれ重要な  
問題を提起している。

(20) 修正第2条についての解釈、つまり個人の武装権を保障しているのか、  
あるいは組織された民兵を持つことができる州の権利を保障しているのか  
(厳密にはより多くの多様な解釈が存在するが)についての議論があるこ  
とは、周知のところである。この点について、つい最近個人の権利を保障  
すると解釈する最高裁の判決がでた *District of Columbia v. Heller* (June 26,  
2008)。また、U. S. Department of Justice, *Whether the Second Amendment  
Secures an Individual Right*, MEMORANDUM OPINION FOR THE ATTOR-  
NEY GENERAL (August 24, 2004) も、個人の権利としての解釈を主張し  
ている。このメモランダムは、歴史的な検討も含む充実したものである。  
もちろん、本稿は、この論点について議論するものではないが、概要とし  
て以下のような歴史的経緯があったと考えている。市民の武装する権利に  
ついては、イギリスの場合、中世後期から認められてきたが、二度の革命  
過程において、この点が大きな争点の一つとなっていく。その一つの転機  
が、チャールズⅡ及び、特にジェームズⅡによるプロテスタント臣民の武  
器の剥奪の試みである。これに対して、名誉革命は、制限はあるものの、  
ウィリアムによって「権利の章典」によって、「六 議会の同意なくして  
王国内に平時に常備軍を募り、維持することは違法である。七 プロテス  
タントの臣下が自衛のために、その条件に合致した武器を所持することは、  
法に許されているように、合法である」として、当時9割5分以上を占  
めていたプロテスタント市民に対する武装権が承認された。この伝統を、  
アメリカ植民地の人々は継承した。

このような武装する権利という発想は、「マキャベリアンモーメント」、

命を経る際に、確実に市民の武装の経験を経て、その上で「国民軍」として再編成されていく過程でもあった。<sup>(21)</sup>つまり、この意味では、市民の武装が市民生活において使われなくなること、そして同時に義勇軍、さらに徴兵によって武装することとが、並行して進行する。

あえて言えば、正統的暴力の独占は、市民が「武器を封印」したことによって成立する、ということができよう。<sup>(22)</sup>つまり、市民社会の自己武装とその自己規制が、国家による武装の独占と結びついていたのである。

---

つまりシヴィック・ヒューマニズム、あるいは大きく言えば、共和主義的伝統と言ってもよいが、この影響が強い。この伝統の再確認によって、市民の武装権の問題は、より一層明確に位置づけられるようになった。たとえば、Williams らは、修正第二条の武器を携帯する権利の主体である people は、その表現が、本文ですぐ後に触れるバージニア憲法の同種の規定での the body of the people を意味しているとする。そして、「18世紀アメリカにおいては、the Body of the People は明確な意味を持っていた。それは、「ばらばらの諸個人」ではなく、共和主義思想に基づく、the people considered as a unified, homogeneous, organic, collective body, devoted to the common good である」というのである (David C. Williams, 'The Unitary Second Amendment', 73 *N. Y. U. L. REV.* 822-830 (1998); David C. Williams, 'Civic Republicanism and the Citizen Militia: The Terrifying Second Amendment', 101 *Yale Law Journal* (1991))。

修正第二条の解釈上の討論の帰結がどのようなものであれ、少なくとも、近代社会の成立期に、アメリカ、イギリス、フランスなどにおいて、人民の幅広い武装が実現したということ、そしてそれが専制的な権力との関係において、近代社会を生み出す道筋において決定的な役割を果たしたこと、この点は、十分に確認されるところである。

(21) ロンドンの場合1829年に警察が組織される。18世紀半ばまで犯人を自ら、あるいは自ら人を雇って捕まえるのが普通であった。

(22) この言葉は、藤木久志『刀狩り：武器を封印した民衆』岩波新書、2005から採った。ただし、藤木の対象は戦国時代から江戸時代にかけてであって、本稿の対象としているヨーロッパ近代の話ではない。しかし、藤木は、この本の対象となっている時期において、民衆が大量の武器を持っていたが、それを紛争解決のために使うことを「封印」したと表現している。

かつてグラムシは、「西方では国家と市民社会のあいに適正な関係<sup>(23)</sup>があって、国家の動揺にさいしては、たちまち強固な市民社会が姿を現した」という表現を用いた。彼が述べたのは、ヘゲモニーの、つまりは同意調達システムのことであった。しかし、近代国家と市民社会の形成時点において、国家という独占された正統的な暴力の背後には、実は市民の武装が存在し「強固な市民社会」、あえて言えば、武装せる市民社会を形成していたともいうこともできる。

(イ) リヴァイアサンの首に縄をつけること

市民社会は、自らの「武器を封印」したのみではない。リヴァイアサンの首に縄をつけることによってのみ、武器を封印した、ということが出来るだろう。

暴力装置の一元化は、その量自体が、ゲルナー的に言えば、自立的な諸団体を押しつぶさない程度に弱くなければならない。しかし、同時に紛争解決ができるほどには、強力でなければならない。ただし、単に、「正統」で強力な暴力の独占であれば、80年代末から90年代の東欧革命が崩壊させた抑圧的な政治体制も、近代国家の要件に合致していた。また、戦前の日本においても、右翼テロによる暗殺に見られるようにクーデタの可能性を抱えるという点で安定的な状況でなかったにせよ、正統的という意味においては、強力な暴力の独占がなされていたと言ってもよいであろう。

しかし、ロックにおいても、またルソーにおいても明らかのように、専制が市民社会（＝政治社会）概念から排除されることによってのみ、市民社会概念は非暴力的な社会領域として展開が可能となった。このことは、

---

(23) アントニオ・グラムシ、石堂清倫・前野良編訳『現代の君主』青木書店、1964。

単に理論問題だけではない。たとえば、1776年の世界最初の成分憲法とされるバージニア権利章典には次のように書かれている。

「第13条 武器の訓練を受けた人民団 the body of people からなる規律正しい民兵は、自由な国家の本来の、当然で安全な守りである。平時における常備軍は自由に対して危険なものとして避けるべきである。あらゆる場合に軍隊は市民的権力（civil power＝文民の権力）に厳格に従い支配されるべきである<sup>(24)</sup>」。

ここでは、人民全体の武装する権利とともに<sup>(25)</sup>、civil power によって支配される場合にのみ、軍隊の存在が認められることが明確に語られている。つまり、独占された暴力に対するコントロールメカニズムが、civil power

---

(24) 高木八尺、末延三次、宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫、の訳を参考にして改訳。12条及び13条の原文は次の通り。

XII That the freedom of the press is one of the greatest bulwarks of liberty and can never be restrained but by despotic governments.

XIII That a well regulated militia, composed of the body of the people, trained to arms, is the proper, natural, and safe defense of a free state; that standing armies, in time of peace, should be avoided as dangerous to liberty; and that, in all cases, the military should be under strict subordination to, and be governed by, the civil power.

*Virginia Declaration of Rights*, 1776, (Lillian Goldman Law Library, The Avalon Project, Yale Law School) [http://avalon.law.yale.edu/18th\\_century/virginia.asp](http://avalon.law.yale.edu/18th_century/virginia.asp) (2009.5.15確認)。

(25) 民兵の武装についても、イギリスの場合には国王による組織化によって、またアメリカの場合でもより訓練された選抜された民兵として、一部の事実上の職業的な兵を作ろうとする試みがあった。これに対抗して、常により多くの、一般的な全体としての人民の武装権が「自由」の維持のために重要とされていくのである。

によってコントロール可能になって初めて、この暴力は「正統的」暴力として存在することができた。そして、同時に、この条文の前条である第12条に「言論出版の自由は自由の最大の防波堤であり、決して制限され得ない。ただ専制的な政府のみがこの制限を行う」とされているように、この市民的権力は、市民社会論の二つの基本的要素の一つである市民の自由な<sup>(26)</sup>公論の存在が前提となって形成されるものであった。

この意味では、リヴァイアサンに首に縄をつける方法が原理的に確認されて、初めて市民社会の安定的な維持が可能となったということができるとし、市民社会が公論の領域を含めて確立されていく過程があって、初めて近代国家は暴力の独占を許可されたということができらう<sup>(27)</sup>。

近代市民社会は、リヴァイアサンに守られてその存在が可能となったというよりも、その発生プロセスからするならば、第一に、市民が武装することによって、リヴァイアサンを倒し、あるいは対抗し制約しつつ、第二に、リヴァイアサンに首に市民が縄をつけることによって、可能となった

---

(26) この点については、前掲拙稿「市民社会」を参照。なお、もう一つの要素は、多元的な集団の存在とその活動がおりなす社会領域である。

(27) もちろん、いわゆるドイツにせよ、日本にせよ、暴力装置の民主主義的コントロールが、国家による暴力の独占過程の後を追いかけていかねばならない国々が、多数派であり、フランスやイギリス、アメリカなどのような市民の武装とそれによる専制権力との対峙を経る事例は例外であるということもできよう。そういう意味では、市民社会の成立という課題を、日本の社会科学が戦前から苦しみながら課題として意識化し、市民社会による国家のコントロールの実質化を追求したのも、歴史的な根拠があったといわねばならない。現代市民社会論について、しばしば、その主張が、西欧による新しいイデオロギー的ヘゲモニーの表現ではないか、という懐疑がしばしば表現される。しかし、以上のような西洋政治思想史におけるプロセスが、人類史的意義を持つとすれば、ある水準で、市民社会の基本モデルを、これらの国に求めることには、それなりの根拠があるということができるだろう。

のである。いわば、はじめに正統的暴力の独占が市民社会を生んだのではなく、市民社会が正統的な暴力の独占を生んだ、このような仮説を立てることが可能なのではないか。もちろん、歴史家によるそれぞれの領域国家ごとの実証研究が必要であることは言うまでもないが、これまでの論述は、少なくとも一つの仮説命題を立てることは可能にするであろう。

(ウ) 主権国家の暴力性と帝国主義

ところで、それでは、英米仏の三国のような革命による民主化を経て近代国家形成がなされていった国々の「正統的暴力」は市民社会論からして問題はなかったのだろうか。

むしろ、これらの国々において、最も直接かつクリアに、主権国家の暴力性が表れていると言えるのではないか。すなわち、山内が言うように、「西洋の主権国家は国内的には平和を確立したが、国際的には集团的、組織的暴力を自由に行使し、それ以前とは比較にならないほど多くの戦死者と被害をもたらした」<sup>(28)</sup>。

のみならず、この言明には三つほどの注記が必要である。

第一に、特に西洋先進国の暴力は、構造的に、世界大の支配構造を作り上げた、ということである。「日の没するところのない」帝国を作り上げたイギリスを事例として挙げるまでもないであろうが、周知のようにヨーロッパの近代国家の形成過程は、世界支配の形成過程であった。<sup>(29)</sup>

---

(28) 山内前掲、43頁。この暴力は、少なくともその量について言えば、英米仏と遅れた資本主義諸国との間に基本的な差異は存在しないといえるだろう。単純に、西洋先進国のいわゆる「シヴィック・ナショナリズム」の国々の暴力性が、中東欧の遅れた「エスニック・ナショナリズム」の国々よりも、より少なかったということはできないであろう。

(29) 帝国主義は、自国家及び自民族の他国家及び他民族に対する支配を求めるが、この場合、近代以後は、ナチズムのような人種的帝国主義のよう

また第二に、国内的な暴力も、アメリカの奴隷制度の存続のように、理念的には構造的に廃止されたわけではない。あるいは、「理念型」かつ必然的に市民による平等な権力は、非市民に対する支配を構造的に伴うものであると言えるのかもしれない。つまり、市民と人間との区別がつかない、つまりフランス人権宣言のように、平等化された理念は、市民ではないものを人間ではないとして概念化し家畜のように非人間化して扱う可能性を開く。もちろん、このことによって英米仏以外の後進資本主義諸国の対外的、体内的暴力の程度が英米仏よりも低い、ということの意味しようとするのではない。少なくとも、シヴィック・ナショナリズムの母国にお

---

な事例はあるが、むしろ民族の特殊性が表現される場合よりも、普遍的文明の宣教のような側面が表現されやすい。もちろん、この具体的内容が、無自覚的なエスニシティや特定の宗教を表現していたり、また特定の国民の集団的利益を表現していることは疑いえない。この意味では、ナショナリズムが国民の文化とその集合的利益を偽装して、その一部支配層などの世界観と集団的利益を偽装することと基本的には同様の構造をもつ。

この点で、ナショナリズム論において、マルクス主義以後の議論で最も見過ごされているのは、ナショナリズムという民族・国民共同体のイデオロギーによって、誰の利益が全体化（公益化）されているのか、というイデオロギー批判の文脈である。その点では、自由貿易論者が、保護主義の擁護に対してナショナリズムが動員される際にする批判、すなわち、それは消費者一般、つまりは国民の利益を犠牲にして、一部の結束力（集票力）の強い団体に組織された生産者の利益が表現されている、というような批判は、その具体的な当否は別にして、ナショナリズムに対するイデオロギー批判としては重要な意味がある。「19世紀は、民族集団とその独立要求の時代とされている。しかしながら、歴史の経緯を詳しく見てみるならば、その要求を出してくる主体は、いつもある一つの政治組織であって、決して本来の姿の民族（フォルク）ではなかったことが判明する。時おりは、ある程度の正当さをもって民族の蜂起というものを語りうる場合があるにしても、民族そのものが、行動の主役として歴史に登場することはないのである」127-128（磯見昭太郎他訳「汚された世界」『ホイジンガ選集5 汚された世界』河出書房新社、1991）。

ける暴力性の程度が有意に低いと単純には言い難いということの意味するだけにすぎない。

第三に、ヘーゲルからマルクスに至る市民社会概念の展開においては、近代市民社会はすぐれて経済過程として把握されたが、帝国が語られる水準では、経済過程としての市民社会の原動力としての資本の運動は、それぞれの国家の軍事力を利用しながらもいわゆる「国民経済」の統合性や利害に拘束されるよりも、むしろ国際金融資本としての展開を見せていく。この意味では、マルクスやゲルナー<sup>(30)</sup>が（評価は反対にせよ）同じく見るように、富を担う人々は暴力を担う人々を支配するという、近代以前の社会との逆転現象（つまり、それ以前の社会は暴力を担う人々が略奪及びその威嚇によって富を担う人々を支配していた）が展開し、暴力装置としての国家の、国際的資本に対するコントロールは大きな限界を見せ始めていた、ということができるだろう。

これらの注記を踏まえた上で、再度文脈を整理しておこう。

近代市民社会（論）の形成と **nation** の形成とが並行していることは、明らかである。ただし、その関係は、単純に主権国家の庇護のもとで市民社会が存続している、というような関係ではない。国家は単に外皮であるわけでも、また近代市民社会の守護者であるわけでもない。アレント的な言葉づかいをすれば、市民社会が権力を生み出したからこそ、国家による暴力の独占が可能になった、少なくともそのような可能性を無視することはできないのではないだろうか。とはいえ、この正統的暴力も、市民社会の与える正統性の限界によって、外部から見れば常に非正統的な暴力（正

---

(30) Ernest Gellner, *Nationalism*, New York University Press, 1997.

(31) アレント、山田正行訳『暴力について：共和国の危機』みすず書房、2000。

統性によって権威づけられていない赤裸々な暴力)として表現されざるを得なかったと言えるだろう。

#### 4. 現代市民社会論と主権国家

現代市民社会論の主張者について、反福祉国家主義や、むしろ端的に反国家主義的傾向が批判されることがある。このような傾向に対して、たとえば、スコッチポルは、早くから市民社会形成における国家の主導的役割を歴史研究に基づいて主張してきた<sup>(32)</sup>。上記のような、近代市民社会と国家との関係についての議論を前提とすれば、単純に国家が小さくなれば市民社会領域が拡大するというような議論が妥当ではないのは容易に理解できる。このことは、「破綻国家」とか「失敗国家」などと呼ばれるアフリカなどでの悲惨な経験<sup>(33)</sup>を前提とすれば、先進資本主義諸国でのある種の反国家主義を無媒介に開発論に適用しようとするなど、到底考えられないことも明らかである。現時点では、強い市民社会は、強い国家をもたらすし、また逆も真である、というような言説の方が妥当性を認められてい

---

(32) それらの研究に基づいた彼女の主張がまとめられたものとして、『失われた民主主義：メンバーシップからマネジメントへ』慶応義塾大学出版会，2007。

(33) 例えば、ソマリア、スーダン、ジンバブエ、チャドなどを挙げるのが通例であろう。The Fund for Peace の2008年の Failed States Index ランキングでの第一位から第四位を挙げた。ただし、単に「失敗」とか「破綻」という表現を使うことは、自然に失敗したかのようないわば自己責任風の語感を与える。しかし、たとえば超大国による侵略もその悲惨な現状に大きな影響があった場合、つまり、重要な意味において破綻させられた、破壊された場合も同様な表現 (Failed States) を使うことが妥当か、という疑問は残る。なお、このランキング表には、12. Intervention of Other States or External Political Actors というインデックスがあるので、介入を受けること自体が破綻国家のランクを上げることになっている。このランキングでは、イラクは5位、アフガニスタンは7位のハイランクにある。

ることができるだろう。

カルドアが言うように、グローバルインパクトがなければ、東欧の民主化はなく、その意味では、市民社会論の現代的再生も存在しなかったかもしれない。この意味で、現代市民社会論は、グローバリズムをその内在的前提としている、ということができる。「『市民社会』の再生はグローバルな文脈のなかでのみ理解されうるものであり、それは市民社会が領域的な国家との関連でのみ意味を持っていた以前の世紀とは対照<sup>(34)</sup>をなす」と彼女は主張する。この「以前の世紀」に対する理解は、19世紀市民社会を国内の文脈においてのみ見ようとするもので、妥当とはいえない。たとえば、一般的な労働移動などを別にしても、国際的な労働運動は国を超えた結社の自由の成果として展開されたということもできる<sup>(35)</sup>。しかし、現段階におけるグローバリズムとの関係において、現代市民社会論を把握する視点は妥当である。

現代における市民社会論は、「国民」を超える市民の能動性を前提にして成立している。もちろん、それぞれの市民が、特定の国家に所属するということは、通例である。国籍をはく奪されることは、国家による法的保護を失うことになり、現代世界においては難民の中でもとりわけ不安定な人々と同じ地位を引き受けざるを得ない立場となる。しかし、他方で、二重国籍の容認やEU市民権の展開などの動向も存在している。つまり、現状では、基本的には近代国家の枠組みでの法的保護を前提としつつも、これを超えるような国際的な公共事務に対する政治的能動性が問題となって

(34) *Global Civil Society: An Answer to War*, Polity Press, 2003, 山本武彦他訳『グローバル市民社会論：戦争へのひとつの回答』法政大学出版局, 2007. (142-201頁)。翻訳は、必ずしも同じではない。

(35) Perry Anderson, 'Internationalism: a Breviary', *New Left Review*, 14, Mar-Apr., 2002 は、インターナショナリズムとそれに対応するナショナリズムの歴史的類型を7段階に整理して展開している。

いると言ってよい。

このことを前提にして、現代市民社会は、主権国家の枠組みを超えることができるのか、といういささか抽象的な問いに対する応答可能性を考えたい。そのために、主権国家の合法性と市民社会の正統性との関係を事例として取り上げたい。

もともと、市民社会は、国家の付与する合法性の枠組みの中だけに存在しているわけではない。たとえば、19世紀の前半に、アメリカでは、南部の逃亡奴隷を北部に逃すルートであるいわゆる「地下鉄道」が存在したこと、日本でもベトナム反戦運動のなかで、脱走兵の逃亡のための地下活動が行われたことも知られている。これらについての賛否は立場によって異なるかもしれないが、そのような活動は市民社会組織にとっては、ありえる選択肢の一つとして常に存在し続けてきた。現在でも、たとえば北朝鮮からの脱北者を支援する組織は、北朝鮮の中ではもちろんであるが、中国においても非合法である。実際、今でも、多くの発展途上国で政府の抑圧を迂回する形で、合法、非合法合わせて様々な支援も行われている。考えてみれば、教会がアジールのような役割を果たしてきたり、あるいは都市が逃亡した従属民を自由にしたりしたことを思い起こせばよい。市民社会は、国家の正統性の世界とは別の水準で存在してきたし、存在している。この意味では、現在、いわゆるグローバル化のもとで端的に経済活動を含めて人々の社会活動が国際的に量的に急速に拡大してきたという事実の下で、市民社会は当然のこととして、既存の国境線を越えて、またそれぞれの国家の制約を超えて動いているにすぎない。

市民社会が国家によって守られているに違いなく、非合法的なことは市民社会的ではない、と観念することは、市民社会と国家との関係におけるよくある単純な誤解にすぎない。

しかし、合法性を市民社会の基礎的要件から取り去ることは、正統的暴力であるのか否かという点について、便利な要件を取り去ってしまう。それは、もちろんある種の危険を招かざるをえない。

地球市民社会のアクターは、個々の国家の合法性によって縛られることを倫理的に要求されるわけではない。しかし、非合法かつ暴力的な非国家的なアクター（いわゆる「アンシビル・シビル・ソサイエティ」）によって、市民社会セクター全体がダメージを受けることも事実なのである。実際、1999年の12月のWTOのシアトルでの会議や2001年の世界社会フォーラムなどに大きな表現を見た国際的な市民社会セクターの自己表現の高まりは、その9月11日の事件以後、明らかにバックラッシュにさらされることになった。

つまり、国家の合法性と市民社会アクターの正当性の切断は、現代の典型的なテロリスト組織の位置づけを曖昧にする、という批判を招かざるを得ないだろう。

これらの「テロリスト」組織は、第一に、主権国家ではない、第二に、一つの主権国家のうちに存在するものでなく国境を超える国際組織である、第三に、これらは、地球市民社会の深化をもたらしている同一の現代的条件、つまりインターネットや航空運輸の発展のような交通・通信の発達と移動の自由、先進資本主義諸国での市民的な自由とをその存立条件として成立している。これらの点においては、明らかに、グローバルな市民社会アクターの存在要件と共通したものをもっている。

そして、これに対する応答が、言説による正統性をもった指導力と強制力を併せ持つべきヘゲモニー国家が、率先して、法的正当性の点で大きな疑義をもつ戦争の開始、そして、グァンタナモ（人権規定において、完全に合法性から逸脱した類型を作った）をつくり、市民的自由に対する制限を強化することであった。このように、非国家的・かつ暴力的なアクター

のある種の活動の在り方は、地球市民社会の展開にとって決定的な脅威となっている。

これに対しては、すでに、様々な対応がなされてきつつある。これらの対応を支える重要な事実は、「自らのために自由を主張する市民社会は、潜在的な対立を確認し、現存する対立を管理し、紛争解決の非暴力的な手法に貢献するのを支援する責任を引き受けなければならない<sup>(36)</sup>」という自覚がなされつつあるということである。紛争の解決や管理のためにフォーラムの開催や意識的な抗議や議論、メディアやイベントの利用、討議的な関係の構築、グローバルガバナンスの改革などによって、政府や国際機関に対して影響力を行使したり、国家を媒介せずに直接に当事者同士が市民社会の中で議論したり交流することを通じて、紛争解決や平和構築にも貢献すべきであると考えられるようになってきている。現在の地球規模での市民社会アクターたちは、戦争や暴力の問題に対して何ができるかを明確に課題として提起している。つまり、安全は、暴力を独占している国家に依存し、その保護の下で活動する、というような水準で地球市民社会の現在は動いてはいない。国家による法的な保護とその執行を担保する暴力の独占自体は歴史的達成として重要であることは言うまでもないが、その視覚からのみ現実を見ることは単純にすぎるといえることができるだろう。

そして、先に述べたような誤解、つまり市民社会は国家の庇護のもとでのみ活動できるというような誤解は、地球国家が存在しないがゆえに地球市民社会を語ることができないうような議論にも共通している。我々がすでに近代市民社会と国家との関係について検討したように、市民社会と国家との関係は、リヴァイアサンに守られたカント的あるいはポストモ

---

(36) Martin Albrow and Helmut Anheier, 'Violence and the possibility of Global Civility', in Mary Kaldor, Martin Albrow, Helmut Anheier and Martlies Glasius, editors-in-chief, *Global Civil Society 2006/7*, 2007, Sage Publications.

ダンの世界なのではなくて、市民社会そのものの展開が国家を生み出していくような関係でもある。先にも述べたように、正統なる暴力の独占が市民社会を生み出すのではなく、市民社会が正統なる暴力の独占を析出するのである。これまでの歴史においても、人々が日々営む社会生活の現実性があるからこそ、それに伴う管理需要<sup>(37)</sup>が生まれ、その管理需要に対応する形で人々は苦しみながら統治単位を生み出してきた。統治単位が先行するのではなく経済社会と市民社会とが先行するのは、歴史的必然に属する。いずれにせよ、地球レベルでの管理需要に応える組織形態が創出されるであろうことは当然であって、問題はその時期と道筋なのである。<sup>(38)</sup>

主権は、その古典的な意味においてはすでに国家の必要条件であるとはいえない。ホッブズが想定したように、もし主権的権力が分割されるならば、それは確実に相互の闘争から内乱の危機を招くということは、少なくとも三権分立については存在しなかった。主権が自らの権利を委任、あるいは移譲した場合、そのような「欠損」のある主権は主権とはいえないであろうが、それにも関わらず国家という統治単位は存続しているし、するであろう。

しかし、一方では、もし、国家からいくつかの権利が、より上の単位に移譲されるならば、従来の地方政府が devolution によって、独立が容易になる、という現象も現実化している。スコットランドは、1707年に連

(37) セオドア・ロウイ、村松岐夫監訳『自由主義の終焉：現代政府の問題性』木鐸社、1981。

(38) 地球市民社会についての、諸見解をコンパクトに整理して展開したもののとして、Gideon Baker and David Chandler ed., *Global Civil Society: Contested futures*, Routledge, 2005. を参照。また、世界国家論への構想力をよく示すものとして、The Commission on Global Governance, *Our Global Neighborhood*, Oxford University Press, 1995 を参照。本書は、<<http://sovereignty.net/p/gov/ogn-front.html>>でも読むことができる。

合王国を形成して以来、300年以上経って、今や独立の可能性を明確に表現している。<sup>(39)</sup>しかし、その独立も、EU やイングランドとの関係において、古典的な主権概念がそのまま表現されるような形ではありえないであろう。司法権や通貨管理、さらには国境管理においても、EU は各主権国家の権限を移譲されている。もちろん、これは、移譲であって、放棄ではないということもできるが、この展開は単に危機における一時的な権力集中ではないことは明らかであり、恒常性のある展開と考えることができるだろう。

他方、主権国家の統一性が、各専門領域、たとえば司法や各規制機関、金融、立法府に至るまでそれぞれの機能を担う政府機関の国際的なネットワークによって相対化されてきているという観察も、すでに10年ほど前までに<sup>(40)</sup>なされている。このような「トランスガバメンタル・ネットワーク」の役割は、ますます強まっていると言えるだろう。

発展途上国における貧困に対して国連のミレニアム開発目標 (MDGs) の呼びかけに応じて、CIVICUS (the World Alliance for Citizen's Participation)<sup>(41)</sup>などが、開発系の NGO の国際的な連帯組織として継続的な運動を

---

(39) Tom Nairn, *Faces of Nationalism: Janus Revisited*, Verso, London, 1997. スコットランド政府は分権化によってもたらされた非常に広範囲な領域において EU 法をスコットランド国内法として成立させ執行することが義務付けられている。

(40) Anne-Marie Slaughter, 'The Real New World Order', *Foreign Affairs*, September, 1997 /October, 1997.

(41) <http://www.civicus.org/> なお、2006年のスコットランドでの civicus の世界大会について、岡本は、日本 NPO 学会の2006年9月の NEWS LETTER で紹介している。グラスゴーで開かれたこの大会は、100カ国以上、1000人を超える参加者があった。内容は、基本的には市民社会組織が直面している諸問題の解決という実践的性格を持つ。例えば、市民社会組織のキャパシティビルディング、グローバルガバナンスの強化、市民社会組織の正統性の確保、国連ミレニアム開発目標の実現などの日常的な CIVICUS の取組を核として、ドナー組織の役割、ニューメディア、コミ

行って政府機関や国際機関、市民社会に影響を与え続けている。日本におけるホワイトバンドの運動もこの運動の一環であったことはあまり知られていないが、運動自体は世界的な規模での同時的なキャンペーンとして行われた。もちろん、このような国際的な NGO の活動については、その民主主義的正統性やアカウンタビリティ、西洋に偏したその構成など、様々な水準で批判を受けている。<sup>(42)</sup> しかしながら、本稿のような大きな歴史的変

---

ユニティ開発、政治的影響力の拡大、政治家との関係、国連などの国際組織との関係、労働組合との連携、ジェンダー、コンパクトの国際事例、市民社会インデックス等多彩な内容を含む。

(42) 例えば、Kenneth Anderson and David Rief, “Global Civil Society”: A Skeptical View’, in Helmut Anheier, Martlies Glasius and Mary Kaldor, editors-in-chief, *Global Civil Society 2004/5*, 2005, Sage Publications; David Chandler, *Constructing Global Civil Society: Morality and Power in International Relations*, Palgrave, 2004. Anderson and Rief は、応答性のなさを中心にして全般的な批判、Chandler は、実証的にも理念的にも地球市民社会論の展開は民主主義的な責任を放棄することにつながると批判する。多くの批判は、国家以外に民主主義制度が確立しておらず、しかも豊かな西側の国の資金でそれらの国の理想主義的メンバーが、何の正当な代表制も権限も持たないのに国際的な場で圧力行動を続けることに対する批判が背景にある。また現状分析としても、国際的な NGO などのアクターによって国際政治の重要な決定は強い影響を受けておらず、むしろ国内政治上の圧力や国益追求活動によって決定されるなどと批判する。これらの批判は、全体としては妥当な批判である。しかし、問題は、第一に、現状の統治単位である主権国家システムで現在の地球レベルの諸課題に対処することが非常に困難になっているということである。たとえば、温暖化などの環境問題、非人間的な水準での貧富の差、多国籍企業の規制など、現状のシステムの問題解決能力への不信があるということ。第二に、現存システムに代わりえる地球規模の民主主義制度が存在しない、ということである。つまり、この条件の下で、現存の国家単位での政治を、少なくとも当面は補完するものとして、地球規模で国際的な公共事務に関して活動する人々や団体の存在をどのように評価するかということなのである。その時、地球市民社会論の対象とする社会領域を、把握し、その動向と展開方向に注目し、制

遷の文脈から見れば、地球的ガバナンスの形成の方向自体については明らかではないかと思われる。

先にも述べたように、アレント的な権力と暴力との区別に依拠すれば、市民社会が、どのような形で権力を生み出すことが可能となるか、それがどのような形で正統的暴力が独占されるかを決定することになるだろう。暴力のコントロールは、市民社会論の理論的な展開において中心的なテーマであり続けてきた。同時に常にそれは、戦争と暴力との世界との複雑で激しい交錯のなかでの人々の営みの表現として理解されるべきものである。そして、この営みは、「テロとの戦争」という終わりなき戦いを宣言したヘゲモニー国家の存在する現在も進行している。

## む す び

市民社会は、西欧の政治思想史のなかで、基本的には暴力をコントロールされた社会領域として、ほぼ一貫した意味を持ち続けてきた。語源的なつながりをもつ、ラテン語の *societas civilis*, あるいは, *civitas*, そして、古代ギリシャ語の *koinonia politike* においてはもちろん、さらに市民社会論の重要な源泉の一つである、中世都市における都市内部においても、そして自然状態と（さらに専制と）対比された文明的な政治的秩序ある社会としての近代市民社会においても、暴力の制限はその中心的テーマであった。現代においても、東欧でのワルシャワ条約機構軍の介入をさせない形での民主化を実現していく基盤としての役割こそが、現代市民社会論の再生を切り開くことになった。今では、地球市民社会論における平和の維

---

度的構築を含めて理解し展望していくことが必要となるのである。国際刑事裁判所の成立やEUの動向、対人地雷禁止条約の成立なども、その文脈において評価されえる。そして、このような領域の拡大こそ、次の次元の展望を、可視化し現実的なものとすることになる。

持・構築においても、また発展途上国における市民社会形成の重要性の強調の文脈においても、暴力のコントロールの問題が、市民社会論の最も重要な課題となっている。市民社会とは、そのうちに非合理的な暴力を排除するメカニズムをもった社会の在り方である。

しかし、近代・現代市民社会が、そのうちにおいて暴力を排除しているといっても、第一に、国家という形で集中的な暴力機構によってその秩序が維持されているという側面、第二に、市民社会自身、またこれを支える近代国家が特にその外部（外国のみならず一般的に非市民的な存在）に対して暴力的であるという側面とについて、しばしば原理的な批判を受けるという事態が存在している。このような批判は、本稿で触れたような、カント的な平和の世界は外にあるホッブズの世界のなかでそれを維持するアメリカの暴力によって守られている、というケーガンらによる主張や、国際NGO等の活動も結局は国家の正統性とは対抗できずしかも諸主権国家暴力によって守られているにしかすぎない、という主張によって、繰り返される形で表現されている。

本稿は、このような市民社会論に対する批判に対して、市民社会自らが暴力をコントロールする力を持つという前提があって初めて、国家という組織に対して暴力の正統的独占を許し、さらに国家の暴力性をコントロールをすることができる、という仮説的可能性を、近代市民社会論の形成期について歴史的に、さらに現代市民社会論をめぐる議論については理論的に、展開してきた。

以上の仮説的理解、及び別項で検討した「民族」と市民社会との関係に関する理解を前提として、「国民」という観念と市民社会論との関係について、議論する準備を整えることができた。しかし、この課題については、別稿において果たすことにしたい。

付記：本稿は、2008年10月11日に日本政治学会（関西学院大学）のセッションにおける報告原稿をもとに書き下ろしたものである。セッション司会者の川原彰（中央大学）氏，討論者の押村高（青山学院大学）氏，他の報告者，越智敏夫（新潟国際情報大学），寺島俊穂（関西大学）の両氏，及びセッション参加者に感謝したい。

## Civil Society and Sovereign State

OKAMOTO, Masahiro

Clarifying the relation between the concept of civil society and the concept of “nation”, that is, of course, complex and confused, has definite importance for the development of the civil society theories. For this, it is necessary to discuss the “nation” separately with each of three layers such as ethnicity, state, and the people, all of which can be expressed as “nation”.

In this essay we pick up the relation of “civil society” with “nation” in the meaning of the state, or the sovereign state.

First, we take up the famous theory of the modern state as the legitimate monopolizer of violence. This theory is quite persuasive, but what is the point is that civil society had not been given peace by the state as something given by the superior or established entity. Civil society has established itself as the violence-free area, firstly, by militia wearing with arms and fighting against despotic kings and, secondly, by the body of people who permit the state her monopoly of arms, even though in the US this monopoly has not finished yet. As Hanna Arendt noted, people had to create the power first, and then the legitimate violence and its concentration had come.

From this hypothesis, we can acquire some suggestions to understand our current situation under which the global civil society is emerging without any established and legitimate monopoly of violence, which will be possible with the global legitimate government. The global civil society is often criticized utopian and unrealistic, because without legitimate government there cannot be conceived of any global civil society. However, we can take into account the possibility we have examined, which means the strong global civil society may go forward before emergence of the global state.

Civil society is guarded by state. However it is also guarding and making state. It is sometimes argued that only the first sentence is true. As we have discussed, the second sentence is also crucially important in the course of the making of the modern civil societies, even in the course of the making of the global civil society.